

## 目次

Z--CV-1st-3★準備書面①.....	2
Z-CV-1st-1★訴状20210721.....	5
Z-CV-1st-2★訴状訂正20210830.....	9
Z-CV-1st-4★証拠20210721.....	10
Z-CV-1st-5★証拠追加20211207.....	11

## Z 準備書面(1)

令和3年12月7日

前橋地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告 今井豊

令和3年12月3日付の被告の準備書面(1)に、以下の通り反論する。

★被告は、正当業務行為ではない点(無効の過度自明性)を、根拠無く頑なに認めないことによって隠蔽しているに過ぎない。

これは隠蔽の為の白痴化であり、同時に、公然たる非国民扱いである。

本件決定は、訴えに比し、理由になっていない(片手落ちである)ことは、甲1と甲2号証から明白である。このように、既述を無視する欺瞞は、すべからく人格的生存(生命・自由・名誉)への害意である。

認否無しに理由が無いなどとは言えない(論理矛盾)

書いて有る点と理由になっていない(片手落ちである)点に、まず認否せよ!

当該決定のみならず、全判決とも常に、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視している。

いずれも実質的な司法拒絶であり、その証拠に、理由になっていない(片手落ち、不合理)と訴えている。

言い換えると、当り前の蓋然性(予見可能性)を無視しているのだから、当然に結果回避義務違反である。

手続的にも当然無効であり、それ故に人権侵害であり不法行為なのだと訴えている。

また、その手続的無効性が誰にもあまりにも自明過ぎるからこそ、有り得ない所為である、と強調している。

★このように、訴えの無視と不合理の2点の検証が最優先であることは、意味として誰にも自明である。

この2点の前提の検証を抜きにしては何も始まらない。 答弁にも事案解明にもならない。

また本件は、三審のいずれが悪いのか?という問い合わせもある。 いずれにせよ、国の責任である。

したがって、被告の認否の無い答弁は、本末転倒(倒錯、論理矛盾)のまやかし(詭弁、偽計)である。

これらはむろん、民事訴訟規則79条3や、民事訴訟規則80条への違反である。

以下の当り前を無視した裁判の狂気

「無視」とは要するに、理由(合理的根拠)になっていない、ということである。

このように当り前のこと無視すれば、すなわち無法である。

①隠蔽する職権など誰にも無い点 公知

②職権行使の合理性が常に不可欠である点 公知

③甚だしい訴えの無視は、手続的に当然無効である点 実質的に

④甚だしい合理的根拠の欠如は、手続的に当然無効である点 実質的に

⑤★上記③と④のいずれも欠いている点 いずれかでも欠けば、正当業務行為ではない点

⑥★★★上記③と④のいずれも、裁判所として本来有り得ない致命的瑕疵である点 過度自明性

最高裁が無視した、書いて有る訴え(当り前過ぎる予見可能性)とは

以下は、当り前の訴えであるし、終審裁判所としても一裁判所の事案解明としても、看過できない。

それなのに無視しているので、本決定は理由(合理的根拠)になっていない。

①規定された上告理由だけが最高裁(終審裁判所)の使命ではないこと

★「事実審は終了済だから対象外」では、本件の事実審の共謀による不正に対応できない

また、隠蔽が摘発不可能ということであるから、現行規定自体も最高裁の瑕疵である。

本件では事後審主義または覆審主義が必要なのに、極端な続審主義を故意に用いている。

自己の使命を故意に狭く捉えているが違法。 「終審」の職責を放棄→隠蔽の為の方便

②私の訴えが事実だとすれば、このままでは実質的な事実審未済が確定してしまうこと

★本件の特殊性として、事実審の不正(司法拒絶による裁判を受ける権利等の侵害)を訴えている以上、

前例の有無に関わらず、内部牽制として特別の注意が必要である。

③前項が回避すべき事態であること

④回避の為には、まず実質的な事実審未済の真否を判定する必要が有ること

なお当該裁判記録を見れば、私の訴え通りであること、が容易に解る。

つまり、一審二審とも、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視していること、が容易に解る。

そうすれば、実質的な事実審が未済だから、これから行う必要が有ること、が解った筈である。

⑤本件では、事実審未済への判定が理由として不可欠であること

⑥事件の内容として、歴史的・国家的な超巨大不祥事であること そもそも同列に扱えない

★警視庁による脅迫目的の不当な国家懲罰権の発動による無関係者の死刑執行(私の叔母の殺害)

### 自明過ぎる手続的無効性は無法国家の陰謀の証左

全事件とも常に、合理的根拠の欠如を訴えているのに、それを検証したことが一度も無い欺瞞。

当該決定のみならず、50以上の全判決とも、当り前の訴えを、常に合理的根拠無く無視している。

このように訴えを無視しては裁判になり得ないことは、誰にもあまりにも自明過ぎる。 過度自明性

★訴えの無視も不合理も其々が致命的な瑕疵なのに、ましてその両方揃っているのだから、その手続的無効性は誰にもあまりにも自明過ぎるが故に、本来は直ぐに摘発されてしまうから成し得ない所為である。

つまり、いざれもやったことにして済ませているだけであり、その手続的無効性は控訴審が最も顕著である。合理的根拠が無いとの控訴理由に対し、「理由は基本的に一審通り」とは、狂気の論理矛盾である。

★こうした一審二審の狂気から導かれる帰結は、最高裁による片手落ちの却下(門前払い)が、予定された段取り、つまり当該三審の共謀による無法国家の陰謀の総仕上げ、であったとしか説明が付かない。

なお最高裁は、刑事においても全く同様に、片手落ちの却下を重ねている。

このように、当該決定は、一連の隠蔽の為の、故意の片手落ち(白痴化)に相違無い。

「付与された権限の趣旨に明らかに背いた」、「違法または不当な目的」(故意)としか説明が付かない。

少なくとも、「職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をした」ので過失である。

### 規定の理由に該当しないとの判定は虚偽である

訴えの無視も合理性の欠如も、いずれも極めて重大な、経験則、自由心証主義の違反であり、証拠調べが未済ということなのだから、致命的な訴訟ルール違反なので、特に受理申立理由には該当する筈。

たとえ上告理由に当らないとしても最高裁の責任である

もし本当に上告理由に当らないのだとすれば、それは逆に現行司法制度の瑕疵である。

実質的な司法拒絶への自己牽制機能が無いとすれば、司法の統括者である最高裁の責任である。

たとえ司法の範疇外だとしても、国としての制度瑕疵である

実質的な司法拒絶ないし隠蔽が摘発できないとすれば、国家としての制度瑕疵である。

皆で私の訴えを無視することによる、無法社会の陰謀である

全機関とも隠蔽であり、その証拠に、常に合理的根拠が無い。理由も無く、頑なに一切を認めない。常に「それはさて置き方式」で、不合理を検証した機関が一つも無い欺瞞。手続として当然無効である。これらはいずれも、通常は直ぐに摘発されてしまうから、成し得ない、有り得ない所為である。こうした有り得ない所為が重なる蓋然性こそ、全員がグル(包囲網)であるこの動かぬ証拠である。つまり、圧倒的多数が、皆で一切を無視することによって、未来永劫、明かずの判例とする狙いである。

## 「2 国賠法上の「違法性」の意義」

まず、被告が摘示した判例は、国賠法1条1項の適用の余地が無条件に無いという意味ではない。

この最高裁判例が言葉足らずだけである。それは立法趣旨を考えれば自明である。

また、違法とは、狭義の法令違反に限定されたものではない。広義の反社会性である。

そうでないと隠蔽が全て摘発不可能となり聖域化してしまうから、考える迄も無い。

本件は実質的な司法拒絶であり、極め付けの職権濫用であるから、当然に対象である。

これが対象外だとすれば、いったい、どのような場合が対象だと言うつもりなのか？気が知れない。

法曹が一丸となって、このような「悪しき判例による悪しき法創造」(偽計)を企む姿は、極めて見苦しい。

## 「3 原告の主張に理由がないこと」

既述の通り、本件決定が大いなる瑕疵であることは、誰にもあまりにも自明過ぎるので、蓋然性として「特段の事情」によるものとしか説明が付かない。

また、三審とも有り得ない狂気の裁判の蓋然性は、陰謀(非合法な前提)としか説明できない。

いずれも、職権の行使に仮託し、権利を侵害する「実質的、具体的に違法、不当な行為」である。

包囲網の存否以前に、尋常な所為ではないが故に、動機は必ず有る、ということである。

## 証拠の追加

故意の無視の蓋然性について、当該三審の組織性・一貫性の強調として、当該一審判決書(甲4号証)と当該二審判決書(甲5号証)を追加する。

なお私の訴えの要旨は、各末尾に添付されている通り、三審とも無視されたために、ほぼ同じである。

以上

令和 3 年 7 月 21 日

前橋地方裁判所 御中

## 訴状 Z

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・fax0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号  
国 代表者 法務大臣 上川 陽子

慰謝料請求事件 請求金額 10 万円 ちょう用印紙額 1 千円

### 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え(なお、今回は総額 2,400 兆円の一部請求である)
- 2 最高裁が当該両申立を却下したことは、憲法 81 条の職責違反であるとの確認を求める
- 3 訴訟費用は被告の負担とする

### 請求の原因

不法行為 1 最高裁判所第一小法廷裁判官の木澤克之(裁判長)、池上政幸、小池裕、山口厚、深山卓也らは、令和 3 年 4 月 22 日、同所において、私の令和 3 年(オ)第 327 号の上告申立と令和 3 年(受)第 385 号の上告受理申立を、規定に該当しないから却下する旨の決定を行った(甲 2 号書証)。  
これは、事実審が実質的に未だ一度も無いとの私の申立(甲 1 号書証)の特殊性を無視している。

事実審の未済を訴えている場合には、法律審に該当しないことだけでは理由にならない。(論理則)  
これを却下すれば、当り前に、事実審が未済のまま不法行為が隠蔽されてしまうからである。

したがって、当該却下は、訴えに比し、憲法 81 条(終審裁判所としての使命)違反である。

よって実質的に、裁判を受ける権利や適正な手続を受ける権利の侵害である。

同時に、事案解明責任の放棄による、実質的な司法拒絶であり、無法社会の陰謀であり、圧倒的多数の包囲網(甲 3 号書証)による迫害ないし呪いであり、社会的村八分ないし非人扱いである。

要するに、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職務上の故意または過失であり、手続妨害であり、これらにより、精神的に著しい恐怖と屈辱を受けたので、

- ①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項、または、
- ②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、
- ③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類

推適用、のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求する。

いずれも適用可能な場合は先順位から適用願いたい。

なお、摘発後の包囲網には、総数 8,000 万人、1 人当たり 3,000 万円、の賠償請求を見込んでいる。

### 請求の原因の説明

#### ●本件の場合には、「規定に該当しないから却下する」では、意味が通らない。

最高裁が上告理由を限定している趣旨は、法律審として特化する為の案件の絞り込みであるが、それは一審二審における事実審が概ね適正に行われることが前提のはずである。

#### ★本件の場合には、事実審が実質的に一度も無い(一審二審の組織的な司法拒絶)という、前提外の事態を訴え、その職権探知を求めている。

これを却下すれば、実質的な事実審が一度も無いまま隠蔽されてしまう。 100%予見可能私限りの事情を無視したことは、終審裁判所としての使命(憲法 81 条)に違背している。

憲法 81 条には、このような場合の事実審の役割も含まれている。

付言すれば、犯罪事実の認定も不法行為の認定も、突き詰めれば、全て事実認定の問題である。

上訴審ないし一裁判所としての事案解説責任(民訴法 247 条)の問題である。

#### ●規定された上告理由にも該当すること

私限りの非人扱いとは、必然的に、広義の判例違反ということであり、手続妨害による人権侵害である。これらの違反法令は以下に列挙した通りであるが、本来認定されるべき法令違反が事実の否定によって認定されなかった点は誤解釈の場合と結果は同じであるから、解釈の誤りと見做すべきである。 よって、

・民事訴訟法 312 条「憲法の解釈の誤り、その他憲法の違反」なので上告理由に当る。

・民事訴訟法 318 条 1「その他の法令の解釈に関する重要な事項」なので上告受理申立理由に当る。

#### ●(全判決共通)裁判の概念を逸脱していること

全判決とも、当たり前の訴えを、合理的根拠無く、無視している。

裁判とは、訴えの合理性を最終的に判定する手続である。

訴えを無視しても、不合理でも、どちらも当たり前に、裁判として無効である。

特に二審は、一審に理由が無いことが控訴理由なのに、「全て一審通り」では無意味過ぎる。

このような手続的無効性が、あまりにも自明過ぎるが故に、無法社会の陰謀の証明なのである。

#### ●当該一審判決の不当性

##### いずれも心証だけで、その理由が無いこと(実質的な無視)

###### 1 正当業務行為であるとする理由無し

6 つとも、捜査に関する原告適格は無い(反射的利益)旨 そう言えるのは正当業務行為の場合のみ。

6 つとも、悪質な信義則違反や公序良俗違反なので、手続妨害であり、正当業務行為どころではない。

- ① 本件被害届の完全無視 犯罪捜査規範 61,65 条違反
- ② 原告の叔母の殺害への警視庁の関与 殺人であれば状況として当然に関与
- ③ サワダ警官のその後の隠蔽 脅迫殺人の訴えを無視 犯罪捜査規範 61,65 条違反
- ④ 捜査要求の内容証明の完全無視 犯罪捜査規範 61,65 条違反
- ⑤ 警視庁総務部広報課佐藤賢二巡査部長の無視 4つとも虚偽 偽計を用いた受付拒否
- ⑥ 警視庁警務部人事第二課西方信太郎主事の無視

サワダの身元に関する回答約束の反故は告訴の妨害。回答する法的義務は無いとは?

- 2 法令違反ではないとする理由無し 上記 1、3、4 は、明らかに条文に違反している
- 3 脅迫の為の殺人ではないとする理由無し 数字まで示した蓋然性を無視
- 4 1年以上も訴状を送達せずに、訴訟開始を遅延させたこと
- 5 国連答弁への背信に当る、「公共の福祉(公益)優先」「反射的利益」論を用いたこと

人権委員会への 4~6 回報告参照

### ● A 事件の焦点(再掲) 殺人の隠蔽の天文学的に超高度の蓋然性

第一に、警視庁が私の被害届(包囲網の摘発要請)を無視し、害意を暗示したこと (99.99%)  
 完全に無視するなどという選択は、その違法性が自明過ぎるがゆえに、有り得ない。

#### A 警察が無視できるはずのない 8 項目の記載

- (1) 顔パス(拳手した乗客の逃亡)という稀有な人為現象(3 頁)
- (2) ましてそれが、毎乗務 10 回以上起きたこと(3 頁)
- (3) この不買運動を、私の出番日と会社との平均売上の連動下落が裏付けていること(5 頁)

#### B 回答要請と回答期限を冒頭に明記していたこと

#### C 警察が被害届を無視することは、当り前に、法令(職責)違反であること

第二に、私への脅迫の為に、叔母を殺害し、埼玉県警が事故に偽装したこと (②だけでも 99.80%)

① 警視庁が私の被害届を完全無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示している状況で、②まさしくその回答期限日に、私の叔母が変死したことは、当り前に、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のようにお前も殺すぞ」との無言の脅迫である。

第三に、東村山警察署サワダが、脅迫の為の殺人の真相究明の訴えを無視したこと (99.00%)

第四に、叔母の変死には不審点が多数有ること (99.99%)

① 事故現場の手前が、稀有に見晴らしが良い長い直線なので、見落とす蓋然性が無いこと

② 司法解剖が実施された経緯 供述に激しく喰い違いが有ること

③ 逮捕の決め手の映像を公判の証拠にしなかった不審

④ 交通事故だったとする直接証拠が一切無いこと

⑤ 故意の疑いに一切触れなかった、有り得ない公判 概念的逸脱

第五に、Case-List が示唆する相互関連性 (99.9999999%) 全てが包囲網の迫害ないし呪い

## 適用法令

- ・民事訴訟法 2 条「裁判所の公正」、「信義に従い誠実に民事訴訟を追行」
- ・民事訴訟規則 79 条 3 「事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」
- ・民事訴訟規則 80 条「抗弁事実を具体的に記載し」
- ・★★★民事訴訟法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」
- ・★民事訴訟法 312 条「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。」
- ・★民事訴訟法 312 条 2 項六号「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。」
- ・民事訴訟法 318 条 1「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件」
- ・★民事訴訟法 318 条 1「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」
- ・★民事訴訟法 338 条の四「判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。」
- ・民事訴訟法 338 条の十「不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。」
- ・裁判所法 49 条「職務を怠り」、「理由の無い審理」、「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」
- ・憲法 13 条「自決権」
- ・★憲法 13 条又は 31 条「適正な手続を受ける権利」
- ・★憲法 32 条「裁判を受ける権利」
- ・★憲法 76 条〇3「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」
- ・★憲法 99 条「憲法遵守義務」
- ・★民法 1 条 2「信義則」
- ・★民法 90 条「公序良俗違反」
- ・国家公務員法 82 条「非行」
- ・国家公務員法 99 条「信用失墜行為」
- ・★刑訴法 239 条 2「公務員の犯罪告発義務」
- ・刑法 103 条「犯人隠避罪」、刑法 193 条「公務員職権濫用罪」、刑法 222 条「脅迫罪」

証拠方法 証拠説明書に記載の全て

全事件とも同様であるが、今回は A 事件だけを対象とする。 私のホームページ <https://alien1961.jp/>

附属書類 証拠説明書と全書証、及び本書と副本一式

以上

事件番号 令和 3 年(ワ)第 356 号 慶謝料請求事件

被告 国

令和 3 年 8 月 30 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

## 訴状 Z 訂正申立書

頭書事件につき、令和 3 年 8 月 20 日付け貴補正命令に従い、手数料 12,000 円を納付するとともに、  
請求の趣旨の第 2 項を次のように訂正します。

(訂正前)

最高裁が当該両申立を却下したことは、憲法 81 条の職責違反であるとの確認を求める。

(訂正後)

最高裁が当該両申立を却下したことは、一審二審とも訴えを無視した、実質的な司法拒絶であるという  
私限りの非常性を無視している点から、憲法 81 条の職責違反であるとの確認を求める。

以上

前橋地裁 令和3年(ワ)第 号 慶謝料請求事件 証拠説明書Z 20210721

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲1号書証	令和2年11月24日 付け上告理由書 兼上告受理申立 理由書 全4頁	コピー 20210721 私が作成	立証すべきは、 <u>私が当該両申立において、事実審の未済を訴えていた事実である。</u> (2頁上段)「 <u>最高裁判所が対処しなければ、三審とも司法拒絶が確定し、社会正義が保てません。</u> 」 「ですから、 <u>規定された上告理由に係らず、必ず審判すべき案件だと考えます。</u> 」 (2頁中段)「したがって、 <u>第一審の機能とS.O.S.を、最高裁判所に求めます。</u> 」
甲2号書証	令和3年4月22日 付け調書(決定) 全2頁	コピー 20210721 最高裁が 作成	立証すべきは、 <u>最高裁判所が両申立を却下した事実とその理由である。</u> <u>令和3年(オ)第327号、令和3年(受)第385号</u> 決定日 令和3年4月22日 最高裁判所 第一小法廷 裁判長裁判官 木澤克之 裁判官 池上政幸、小池裕、山口厚、深山卓也 原判決 東京高等裁判所 令和2年(ネ)第1354号(令和2年11月18日判決) 一審 前橋地裁H30ワ355 裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 主文 1 <u>本件上告を棄却する。</u> 2 <u>本件を上告審として受理しない。</u> ★ <u>理由はいずれも、規定の理由に該当しないから。</u> このように、 <u>事実審が実質的に未だ一度も無いとの申立を無視している。</u> 論理矛盾。
甲3号書証	Case-List 全13頁	コピー 20210619 私が作成	立証すべきは、各事件の概要と <u>包囲網</u> 実在の天文学的超高度の蓋然性である。 旧名称は「恣意性一覧表」。 包囲網とは、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネットで不当に拡がった、 <u>私へ社会的迫害の輪(いわゆる女のブラックリスト)</u> である。 記載の各事象の恣意性は其々極めて高度なので、まして、それらの <u>相互関連性</u> や私への集中などから、包囲網の実在は明らかである。 事件AやD I やPなど、他には説明の付かない、動かぬ証拠的な現象も多数見られるが、 <u>この記載内容に触れた機関は無い。</u>

前橋地裁 令和3年(ワ)第356号 慰謝料請求事件 証拠説明書Z 20211207追加

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲4号書証	当該一審の令和2年2月17日付け判決書 (全15頁)	コピー 20200217 菅家忠行 が作成	立証すべきは、 <u>私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視している点(手続的無効性)</u> であり、ひいては、 <u>当該三審の組織性・一貫性</u> である。 <u>私の訴えに比し、実質的に何一つ理由になっていない。</u> ★ <u>このように、事実審が実質的に未済である。</u> こうした狂気は、それが誰にもあまりにも自明過ぎる(無効の過度自明性)が故に、蓋然性として「特段の事情」としか説明が付かない。 さらには、 <u>三審とも同様という共通性</u> が意味するものは、既述の通り、 <u>無法社会の陰謀(非合法な前提)</u> の害意しか、有り得ない。 なお、当該一審(前橋地裁H30ワ355慰謝料請求事件)での <u>私の訴えの要旨</u> は、別紙(10~14頁)の令和元年11月14日付け準備書面(1)の通り。
甲5号書証	当該二審の令和2年11月18日付け判決書 (全14頁)	コピー 20201118 東京高裁 が作成	立証すべきは、 <u>私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視している点(手続的無効性)</u> であり、ひいては、 <u>当該三審の組織性・一貫性</u> である。 <u>合理的根拠が無いとの控訴理由</u> なのに、「 <u>理由は基本的に全て一審判決通り</u> 」とは、形式面から既に、狂気の <u>論理矛盾</u> である。 ★ <u>このように、事実審が実質的に未済である。</u> この <u>無効の過度自明性</u> は、蓋然性として「特段の事情」としか説明が付かない。 さらには、 <u>三審とも同様という共通性</u> が意味するものは、既述の通り、 <u>無法社会の陰謀(非合法な前提)</u> の害意しか、有り得ない。 なお、当該二審(東京高裁R2ネ1354慰謝料請求控訴事件)での <u>私の訴えの要旨</u> は、別紙(5~13頁)の令和2年2月27日付け控訴状の通り。